

定基準。(片山伊与吉)

かもつとくべつちんりつ 貨物特別貨率 普通貨率に対する例外貨率の一種で、その代表的なものが特別貨率である。

普通貨率は貨物運送の対象となる万般の貨物を運賃負担力に重点をおく等級に分類し、総合的抽象的妥当性を求めて1つの体系に編成されているので、社会経済事情を正しく反映することが困難である場合が少なくない。これを国民経済的な観点から調整するために例外貨率を設けて、具体的妥当性を発揮させ普通貨率に対する補完作用を行わせている。したがって例外貨率は(1) 貨率適用期間は一時的であり(2) 貨率の適用地域または運送区間は限定され(3) 貨率適用条件は特定され(4) 貨率は普通貨率より低いなど貨率制度として1つの体系のもとに総合されているが、特別貨率はこれと異なり適用地域を限定せず、国鉄の全線および地方鉄道との連絡運輸の全部に対して適用される対キロ貨率である。

わが国における特別貨率は、大正7年以来社会政策的に生活必需品に対して割引貨率を設けていたものを、昭和5年の改正で特別等級貨率として実質上普通貨率化したのであるが、低減の主旨を明らかにするために、特別等級貨率として形式上普通貨率と区別している。

現行特別貨率は車扱においては公共性がとくにいちじるしいものとして、普通等級から抽出した21・22・23級の特別等級を設け、これに対する貨率を特別貨率とし、宅扱および小口扱貨物においては、主要食料を中心とする生活必需品に対して普通貨率から一定の率を割引したものを特別貨率としている。

(関根昇一)

かもつとりあつかいせつびょうじゅん 貨物取扱設備標準 貨物取扱設備を計画施工する場合の標準を国鉄において定めたもので、貨物取扱設備は特別な場合を除いて本標準によるべきことを規定している。ここにいう特別な場合とは主として活鮮魚介、火薬等のように質的に特殊な貨物あるいは石炭、鉱石、砂利、木材等のように量的に特殊な貨物を取扱う場合、または地形上その他やむを得ない理由によって、この標準によることがむづかしい場合を指している。貨物取扱設備とは貨物の受託、積卸、保管、引渡等貨物の取扱に必要な設備をいい、貨物輸送設備としてはこのほかに貨車操車の線群、配線その他の施設を包含する。設備を計画するに当たってその基準となるべき計画数量をどうして定めるのがよいかは重要な問題であるが、この設備標準においてはこれに触れないこととして、与えられた数量に対して必要な設備を規定したものである。(近藤正弘)

かもつのかいそう 貨物の開装 鉄道は貨物の種類性質について荷送人に対し申告を要求することができるが、荷送人の申告について疑いがある場合は、荷送人の立会をもって荷物の開装を行うことができる旨鉄道営業法に定められている。これにもとづいて鉄道は運送貨物の品名または性質が、貨物運送状の記載、または荷送人の運送申込内容と相違する疑いがあるときは、荷送人の立会を求めて荷造を開いて点検することができ、これを荷物の開装という。荷物の開装点検を行った場合に品名または性質が貨物運送状の記載または荷送人の申告と相違していないときは、鉄道において荷造を原状に復さなければならないし、そのためにとくに要した費用は鉄道で支弁する。→運送品の申告請求権。運送品の点検。(重森直樹)

かもつのかしゃつみつつけかたひょうじゅん 貨物の貨車積付方標準 貨物を貨車に積載するに当り破損を防止し、積載量をたかめ、荷くずれ・過積事故を防止して貨物輸送上の安全をはかるため、標準的な積付の方法を定めた指針。

この標準に積付方を定めている貨物は主として木材・まき・木炭等の荷くずれをおこすおそれの多い無がい貨車積貨物と破損事故等をおこすおそれの多い有がい貨車積貨物とし、火薬類、かつ大貨物の積付については別に定められている。

この標準は結局、荷主を拘束することともなるのでいちじるしく作業を複雑にするとか、あるいは過度の負担をかけることのないように、制定に当たってもとくに考慮が払われている。

なお定められている貨物は比較的少数に止まっているが、荷姿・荷造の類似している貨物には極力準用することになっている。貨物積付方標準としてはつぎのものがある。

列積(れつづみ) 長尺貨物を貨車の側板に平行して積むことをいう。側面からみて1列に積まれたのを1列積、2列に積まれたのを2列積と称している。

横積 長尺貨物を貨車側板と直角に積むことをいう。

立積 長尺貨物を貨車の床板にたいし垂直に積むことをいう。

交互積 元口と末口とを交互にそろえて積み重ねることをいう。木材等の貨物で元口と末口と太さの相当異なるものの積付に用いられる。

差違積 元口と末口とを互い違いにならべて積むことをいう。とくに太い丸太材等の積付に施される。

目落し積 貨物の積付の形態が積合わせ目になるよう貨物を積み重ねることをいう。丸太材等の積付には最も安定のよい積付方法である。

山形積 中央が高く逐次両側に行くにしたがい低下した山形となるよう積みあげることをいう。太い丸太材等を目落し積に積付すると山形積になる。

かまぼこ形積 最上部積付の形態がかまぼここのような形に積み上げることを行う。

背積(せづみ) 長尺貨物を真上へ真上へと積み重ねることをいう。

胴締(どうじめ) ト2000形式およびトキ900形式貨車に側板(トキ900形式はあおり戸)の高さをこえて木材・鉄管等の長尺貨物を積載する場合に、ロープをもって側板の中央1箇所に、中央にロープ掛のないときは中央より2箇所にロープ掛より側板・積荷上・反対側側板をへてロープ掛間にしめつけ、側板が外方に張り出すのを防止するロープ締をいう。

建木締 相対する建木およびステッキを相互に牽引(けんいん)して積荷の安定をはかるため、建木およびステッキをロープをもって相互に引合わせることをいう。通常上下2箇所に施している。

積荷締 貨車に積載した貨物が動揺・衝撃等をうけて荷くずれをしないように、積荷相互および積荷と貨車とを一体化するようロープをもって貨物をしめつけることをいう。

総掛締 一般に行われている積荷締で大まわしともいう。貨物を貨車に積載後一方のロープ掛より積荷の外側を経て反対側ロープ掛にわたり相互または交互に積荷の全体をしめつける積荷締をいう。必要により縦横に行う。俵もの・かますもの・わら工品等の貨物のしめつけによい。

編上締 貨車側板内の適当の位置または床板面にロープを敷きその上に貨物を積載後上方に交差ししめつけする。さらに貨物をその上部に積載後順次これを上部にくりかえして行って、最後に両側のロープ掛に緊縛する積荷締をいう。編上締は太い丸太材・鉄管等を無がい車に側板をこえて目落し積とした場合に行われる。

巻締 貨車側板内の適当の位置または貨車床板面にロー